

不良行為少年の補導状況

		飲酒	喫煙	深夜はいかい	不良交友	暴走行為	家出	その他	合計
学 職 別	小学生			9			6	26	41
	中学生	17	269	485	3	5	34	118	931
	高校生	37	273	581	4	19	16	133	1,063
	その他学生	5	27	7		1		1	41
	有職少年	15	489	443	1	17		113	1,078
	無職少年	16	317	520	6	30	1	80	970
年 齢 別	10歳以下			3			3	11	17
	11歳			1				13	14
	12歳		9	13			4	13	39
	13歳	6	36	54		1	17	35	149
	14歳	7	145	258	2	3	12	50	477
	15歳	10	217	477	1	4	8	107	824
	16歳	14	356	670	5	22	9	146	1,222
	17歳	31	364	528		28	4	76	1,031
	18歳	13	180	40	5	13		20	271
19歳	9	68	1	1	1			80	
合計	90	1,375	2,045	14	72	57	471	4,124	

※ その他は、「粗暴行為」、「刃物所持」、「金品不正要求」、「金品持ち出し」、「無断外泊」、「怠学」、「不健全性的行為」、「不健全娯楽」、「火遊び」、「迷惑行為」、「有害図書類等携帯行為」

非行少年を生まない愛媛づくり

少年非行の背景として、

- 少年自身の規範意識の低下とコミュニケーション能力の不足
- 家庭、地域社会の教育機能の低下
- 少年が居場所を見出せずに孤立し、疎外感を抱いている現状等があげられます。

このような情勢から、愛媛県警察では、

- ★ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援
- ★ 少年を見守る社会気運の醸成

を重点に、関係機関・団体や地域のボランティアの方々の協力を得ながら「非行少年を生まない愛媛づくり」に取り組んでいます。

少年サポートセンター分室「ひめさほ」では、

- 友達や親子関係等で悩んでいる
- 犯罪の被害に遭った
- いじめに遭っている
- 子どもの非行で困っている

など、少年に関する相談を受け付けています。

場所 松山市築山町12-33 松山市青少年センター2階

日時 月曜～金曜及び第1・第3土曜(祝日等を除く) 午前9時～午後5時

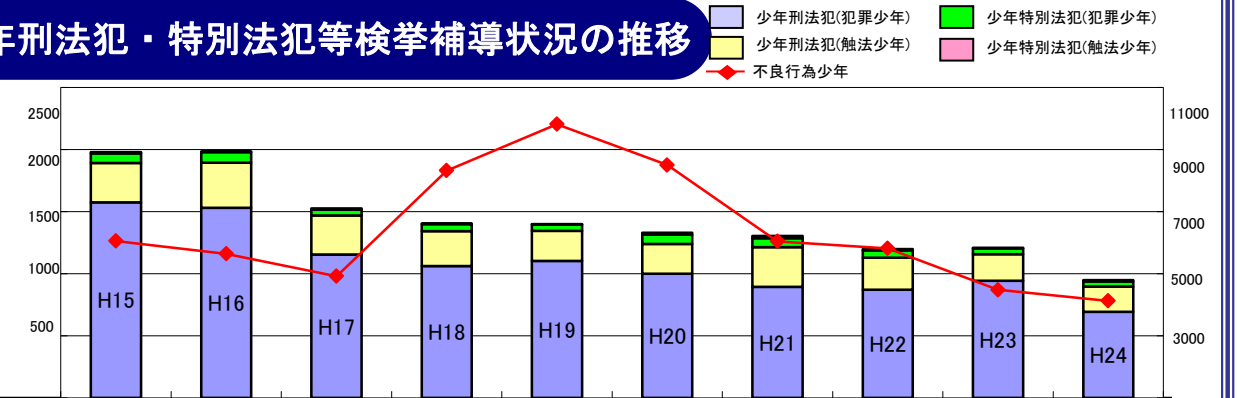
愛媛県警察

少年非行の概況(H24年)

少年非行の特徴

- 少年刑法犯は大幅(22.3%)減少。1,000人を下回り、統計資料が残る昭和50年以降で最少。
- 少年刑法犯の39.1%が中学生(小・中・高校生で72.0%)。
- 少年刑法犯の62.2%が初発型非行。そのうち57.4%が万引き。
- 少年特別法犯は僅かに減少。
- 少年特別法犯の48.0%が軽犯罪法違反。児童ポルノ法違反が倍増。薬物事犯なし。

少年刑法犯・特別法犯等検挙補導状況の推移



	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	増減	増減率
少年刑法犯	1,893	1,895	1,470	1,342	1,346	1,239	1,214	1,130	1,156	898	-258	-22.3%
犯罪少年	1,576	1,530	1,154	1,062	1,102	999	894	870	943	692	-251	-26.6%
触法少年	317	365	316	280	244	240	320	260	213	206	-7	-3.3%
少年特別法犯	86	89	56	63	52	90	90	69	53	50	-3	-5.7%
犯罪少年	76	84	45	57	50	76	72	57	47	40	-7	-14.9%
触法少年	10	5	11	6	2	14	18	12	6	10	+4	+66.7%
非行少年総数	1,979	1,984	1,526	1,405	1,398	1,329	1,304	1,199	1,209	948	-261	-21.6%
非行少年に占める触法少年の割合	16.5%	18.6%	21.4%	20.4%	17.6%	19.1%	25.9%	22.7%	18.1%	22.8%	+4.7P	-
全国平均	12.7%	12.7%	13.9%	14.0%	14.5%	15.8%	16.3%	16.6%	17.0%	17.3%	+0.3P	-
非行率	7.96	7.97	6.91	6.31	6.33	5.82	5.71	5.82	5.95	4.62	-1.33	-22.4%
全国平均	8.27	7.73	7.79	7.11	6.54	5.86	5.85	5.89	5.37	4.52	-0.85	-15.8%
不良行為少年	6,057	5,642	4,920	8,325	9,822	8,505	6,045	5,819	4,481	4,124	-357	-8.0%

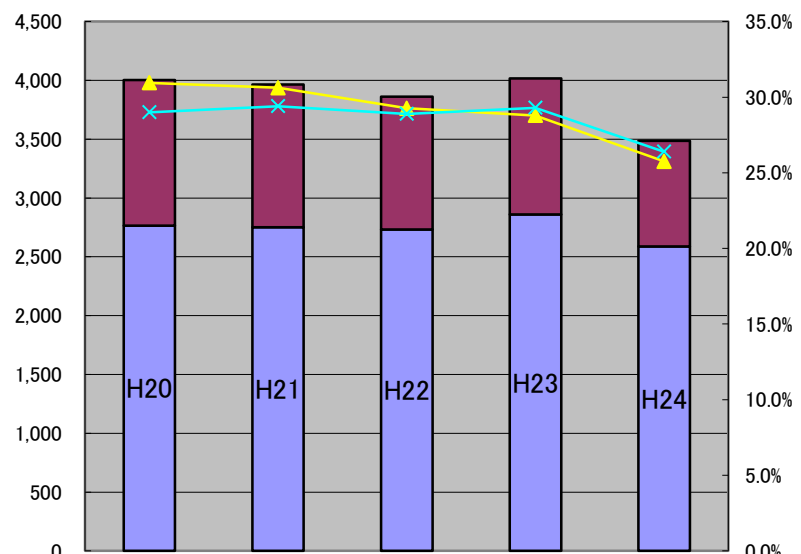
※ 増減及び増減率は前年との対比。非行率は、少年人口(国勢調査による5～19歳の人口)千人当たりの少年刑法犯検挙補導人員。

非行少年等警察署別検挙補導状況

	少年刑法犯		少年特別法犯		非行少年の占める署別割合	不良行為少年 ※少年課除く
	犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年		
四国中央	32	3	1		3.8%	265
新居浜	75	24	3	2	11.0%	272
西条	21	13			3.6%	210
西条西	8	4	2		1.5%	109
今治	75	31	9	5	12.7%	633
伯方	2	1			0.3%	24
松山東	195	32	2		24.2%	808
松山西	81	27	5		11.9%	741
松山南	81	28	1		11.6%	260
久万高原	4				0.4%	1
伊予	25	4		1	3.2%	223
大洲	5	4			0.9%	78
八幡浜	5	3	1	2	1.2%	54
西予	10	5			1.6%	11
宇和島	61	27	16		11.0%	392
愛南	12				1.3%	13

刑法犯に占める少年の割合(少年比率)の推移

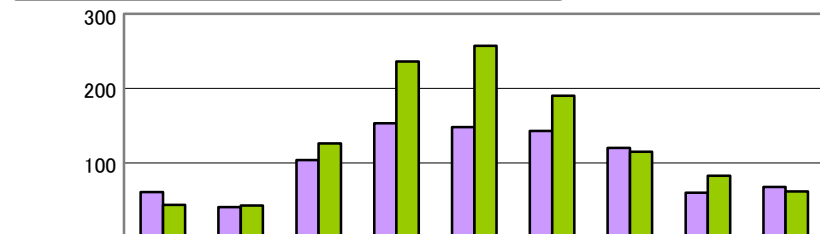
■ 成人 ■ 少年 ▲ 少年比率(県内) ◆ 少年比率(全国平均)



	H20	H21	H22	H23	H24	増減	増減率
刑法犯検挙補導人員	4,004	3,965	3,861	4,016	3,487	-529	-13.2%
成人	2,765	2,751	2,731	2,860	2,589	-271	-9.5%
少年	1,239	1,214	1,130	1,156	898	-258	-22.3%
少年比率	30.9%	30.6%	29.3%	28.8%	25.8%	-3P	-
全国平均	29.0%	29.4%	28.9%	29.3%	26.4%	-2.9P	-

※ 刑法犯検挙補導人員は、触法少年を含む。
 ※ 少年比率は、刑法犯検挙補導人員に占める少年刑法犯の割合。
 ※ 増減及び増減率は前年との対比。

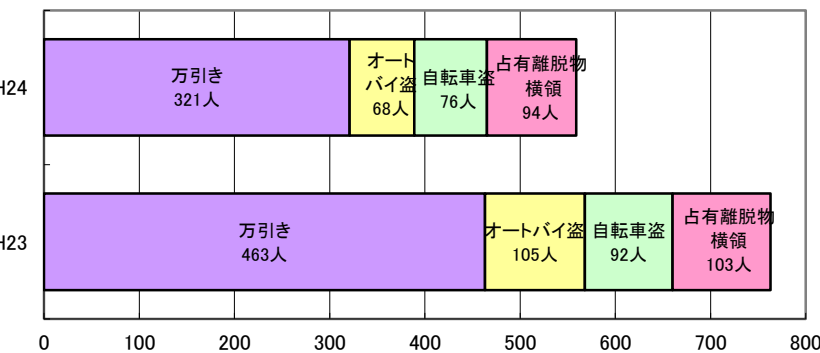
少年刑法犯 年齢別検挙補導状況



	11歳以下	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
H24	61	41	104	153	148	143	120	60	68
H23	44	43	126	236	257	190	115	83	62

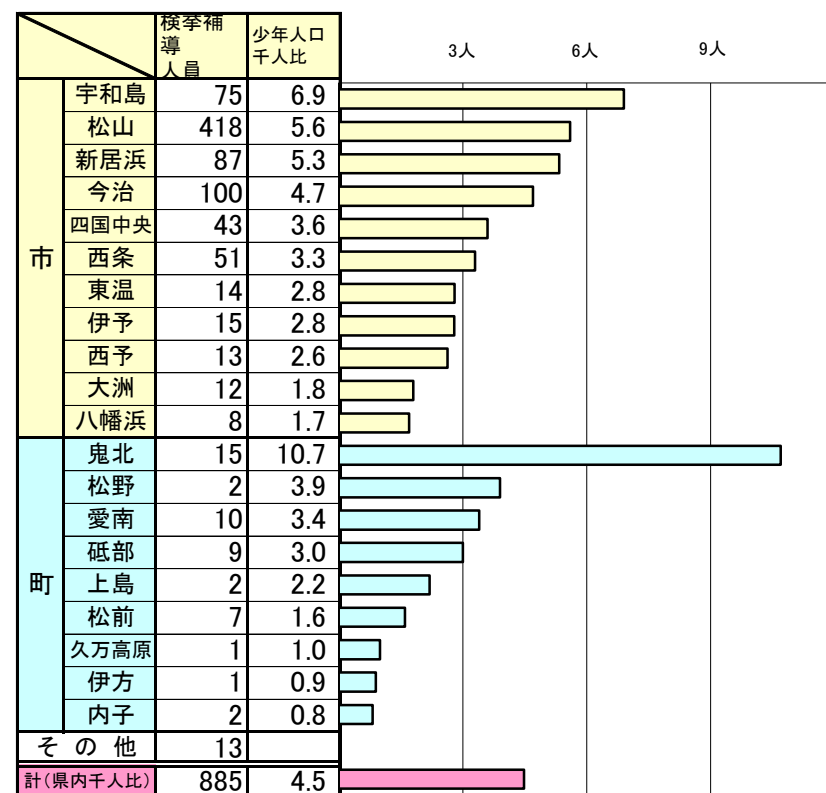
● 非行の中心が15歳から14歳へ移行。
 ● 14~16歳で全体の49.4%(前年59.1%)。

初発型非行 検挙補導状況



● 少年刑法犯のうち初発型非行は559人で、全体の62.2%(前年66.0%)。うち万引きが321人で57.4%(前年60.7%)を占める。

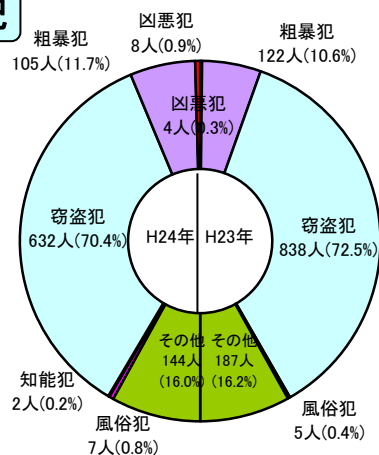
少年刑法犯 居住地別検挙補導状況



※ 少年人口は平成22年実施の国勢調査による5~19歳の人口を使用。
 県内千人比は、県内居住少年の検挙補導人員を使用。
 その他は、愛媛県外の居住少年及び住居不定者を示す。

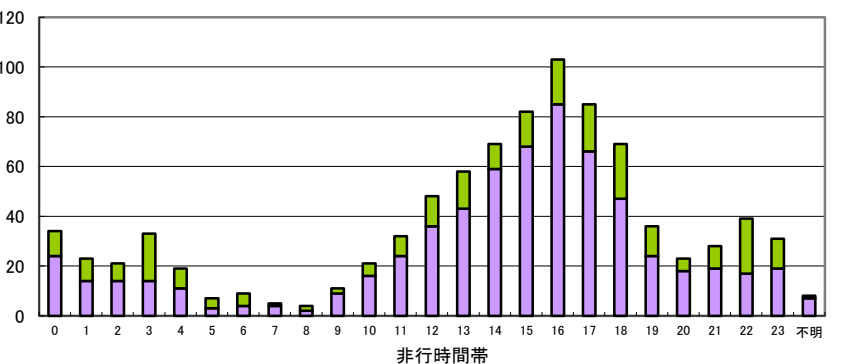
少年刑法犯 罪種別状況

	H24	H23
凶悪犯	8	4
粗暴犯	105	122
窃盗犯	632	838
知能犯	2	5
風俗犯	7	5
その他	144	187
合計	898	1,156



● 窃盗犯が全体の70.4%(前年72.5%)。うち万引きが50.8%(前年55.3%)。

少年刑法犯 非行時間帯別検挙補導状況



● 小・中・高校生の非行は15時から17時の下校時間帯に集中。

少年特別法犯 検挙補導状況

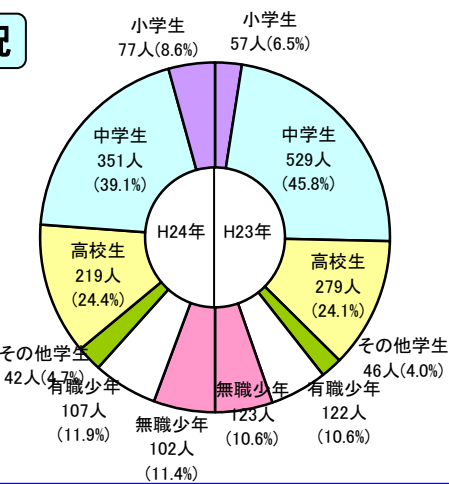
	合計	年 齢 別							学 職 別				
		13以下	14	15	16	17	18	19	中学生以下	高校生	その他学生	有職	無職
H24 少年特別法犯	50	10	5	8	5	7	4	11	23	7	2	13	5
毒劇法等	0												
軽犯罪法	24	9	2		4	3	3	3	11	5	1	7	
児童ポルノ法	13	2	7			2		2	9	1		1	2
迷防条例	3				1	1		1	1	1		1	1
H23 少年特別法犯	53	6	2	10	12	11	7	5	11	14	4	15	9
毒劇法等	4			1		1	1	1	1	1		1	2
軽犯罪法	16	3		7	4		1	1	4	3		5	4
児童ポルノ法	6		1	1	2	1	1	2	4				
迷防条例	12	1			4	6	1		1	2	1	6	2

※ 毒劇法等は、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法違反の検挙補導人員を示す。※ 児童ポルノ法は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、迷防条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反の検挙補導人員を示す。

● 軽犯罪法違反が全体の48.0%(前年30.2%)。児童ポルノ法違反が増加(前年比+116.7%)。毒劇法等違反なし。
 ● 小・中・高校生の非行が全体の60.0%(前年47.2%)。

少年刑法犯 学職別状況

	H24	H23
小学生	77 (11)	57 (22)
中学生	351 (81)	529 (130)
高校生	219 (34)	279 (36)
その他学生	42 (5)	46 (3)
有職少年	107 (15)	122 (13)
無職少年	102 (20)	123 (29)
合計	898 (166)	1,156 (233)



※ ()内は女子の内数。
 ● 中学生が全体の39.1%を占める(前年45.8%)。

少年刑法犯 再非行少年の割合の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	増減
少年刑法犯(初犯)	946	972	847	804	765	772	590	-182
少年刑法犯(再非行)	396	374	392	410	365	384	308	-76
凶悪犯	6	3	3	6	5	1	6	5
粗暴犯	75	79	83	61	51	61	37	-24
窃盗犯	253	235	237	274	266	271	223	-48
知能犯	4	1	3	5	1		2	2
風俗犯			2	4			1	1
その他	58	56	64	60	42	51	39	-12
再非行少年の割合	29.5%	27.8%	31.6%	33.8%	32.3%	33.2%	34.3%	+1.1P
全国平均	27.7%	27.8%	28.3%	28.1%	28.5%	29.4%	30.4%	+1.0P

★ 本リーフレットで使用している用語の解説

刑法犯	刑法に規定する罪並びに「爆発物取締罰則」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」等13法令に規定する罪をいう。
特別法犯	刑法犯を除く全ての犯罪(条例を含む)をいう。
犯罪少年	特に断りのない限り、犯行時及び処理時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
触法少年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
非行少年	刑法犯、特別法犯を犯した少年(犯罪少年及び触法少年)をいう。
初発型非行	万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領の非行をいう。
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をして補導した少年をいう。